

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

AZB & PARTNERS 法律事務所

インターエイリア・2020年6月号・配付先限定ニュースレター

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業 および SCRA
- 2 : 外国為替
- 3 : 資本市場
- 5 : 銀行業務 および 金融
- 7 : インフラ
- 8 : 税金
- 9 : 雇用
- 10 : 知的財産
- 10 : 情報技術
- 11 : 訴訟 および 仲裁

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI: AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 40729999 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com
ムンバイ MUMBAI: Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 49100600 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com
デリー DELHI: AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com
グルガオン GURGAON: Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4841300 | FAX +91 124 4841319 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com
バンガロール BANGALORE: Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com
プネー PUNE: Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

企業 および SCRA

- ❖ 労働出資による株式発行を行う新興会社および私募発行社債を発行している上場会社に対する一定の緩和措置
 - ❖ 2020年インド共和国会社法施行規則改正第3号「取締役の指名および資格」
 - ❖ 中小零細企業の新たな分類基準
 - ❖ その他主要な新情報
- ❖ インド共和国政府企業省（以下「MCA」といいます）は、2020年6月5日に、2020年インド共和国会社法施行規則改正「株式および社債」を公示しました。この公示ではとりわけ、以下の会社に対する軽減措置を規定しています。
 - i. 新興会社（インド共和国政府商工省産業内国商業促進庁の公表した政府の関連公示の定義に従います）は、設立または登録の日から10年間、その支払済資本の50%を上限として労働出資による株式を発行することができます。従来、この軽減措置が認められていたのは5年間のみでした。
 - ii. 私募発行社債を発行している上場会社は、営業年度（4月1日から3月31日まで）中に償還期限が到来する社債の額の少なくとも15%を毎年4月30日までに投資または預託する必要がなくなりました。
 - ❖ 2014年インド共和国会社法施行規則「取締役の指名および資格」の規則6(1)(a)に基づき、2019年10月22日時点で社外取締役に指名されている個人は、インド共和国会社法に従って維持されている社外取締役のデータバンクに自己の氏名の登録を申請することが要求されます。2020年6月23日にMCAは、この義務を遵守する期限を2019年10月22日から（7か月から）10か月に延長しました。
 - ❖ インド共和国中小零細企業省は、2020年6月1日付公示により、2006年中小零細企業開発法に基づく中小零細企業の分類に関し、(a) 工場および機械類または設備への企業の投資額ならびに (b) 売上高を基礎とした下記の新基準を導入しました。従来は、製造部門の企業とサービス部門の企業とで別個の基準とし、工場、機械類、または設備への投資額のみを基礎としていました。今回の改正により、両部門の企業について分類基準が統一されました。この公示に基づく中小零細企業の新たな分類基準は、以下のとおりです。
 - i. **零細企業**：工場および機械類または設備への投資額が1,000万ルピー以下、かつ売上高が5,000万ルピー以下、
 - ii. **小企業**：工場および機械類または設備への投資額が1億ルピー以下、かつ売上高が5億ルピー以下、
 - iii. **中企業**：工場および機械類または設備への投資額が5億ルピー以下、かつ売上高が25億ルピー以下。この公示は、2020年7月1日に発効しました。
 - ❖ その他企業関連の最新情報については、[2020年4月17日](#)、[2020年5月15日](#)、および[2020年5月20日](#)付の弊所 Client Alert（青字の日付をクリックして弊所ウェブサイトへアクセスすることができます）をご参照ください。

外国為替

- ❖ 政府証券へのFPI投資限度額の改正
- ❖ インド共和国準備銀行（以下「RBI」といいます）は、2020年4月15日付通達により、インド共和国政府発行の有価証券（以下「政府証券」といいます）への対印間接ポートフォリオ投資家（以下「FPI」といいます）について2020-2021年度における投資限度額を以下のとおり改正しました。
 - i. 政府証券および州開発融資（以下「SDL」といいます）へのFPI投資の限度額はそれぞれ、2020-21年度の有価証券の発行済株式の6%および2%で変わりません。
 - ii. 所定の有価証券に対する適格投資家の投資はすべて、発効日から完全アクセス可能ルート（以下「FAR」といいます）によることとなります。さらに、所定の有価証券への既存のFPI投資はすべてFARによることとなり、政府証券の発行済株式の算定および中期枠組みに基づく限度額の利用レベルは、これに従って調整されます。
 - iii. 2つのサブカテゴリ、すなわち「一般」および「長期」に関する政府証券の限度額（絶対ベース）の変更増加分の2020-21年度における割当は、50:50に維持されます。
 - iv. 州開発融資（絶対ベース）の限度額の増加分はすべて、SDLのサブカテゴリ「一般」に追加されました。
- 2020-21年度における社債の改定後限度額（絶対ベース）は、
- i. 現行のFPI投資の限度額：3兆1,700億ルピー、
 - ii. 2020年4月から9月の半期の改定後限度額：4兆2,924億4,000万ルピー、
 - iii. 2020年10月から2021年3月の半期の改定後限度額：5兆4,148億8,000万ルピー。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ RBIの公表した2019年5月24日付通達は、FPIに対し、自主的保有ルート（VRR）に基づく確約ポートフォリオ・サイズ（以下「CPS」といいます）の75%以上をCPSの割当の日から3か月以内に投資することを義務づけていました。RBIは、2020年5月22日付通達において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行（パンデミック）による混乱を理由として、2020年1月24日（投資限度額の割当再開日）から2020年4月30日までに投資限度額が割り当てられたFPIに対し、そのCPSの75%を投資するための期間の延長を3か月認めました。この延長期間を利用するFPIについては、（投資限度額の割当の時点で確約した）投資保有期間がそのCPSの75%を投資した日から開始するようリセットされることに留意することが適切です。

❖ インド共和国政府は、2020年4月17日付2020年度プレスノート第3号を公表しました。これは、インドと国境を接する国（中国、ブータン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、およびミャンマー）（以下「隣接国」といいます）の団体による対印投資について、またはインドへの投資の実質的所有者が隣接国に所在し、もしくはその国民である場合について、インド共和国政府の事前の承認を得て初めて可能であると定めた対印直接投資（以下「FDI」といいます）ポリシーの見直しに関するものです。このプレスノートでは、インドの事業体への現在または将来のFDIが移転されること（直接か間接的かを問いません）により実質的所有者が隣接国の上記者に移転することになる場合にインド共和国政府の承認の対象となることも定めています。これに対応して2019年インド共和国外国為替管理法施行規則「非負債性金融商品」（以下「NDIに関する規則」といいます）の改正が2020年4月22日に行われたことによりFDIポリシーの上記変更が発効しました。詳細については、[2020年4月20日付弊所Client Alert](#)（青字の日付をクリックして弊所ウェブサイトへアクセスすることができます）を参照してください。

❖ RBIは、2020年6月11日、インド国内の民間部門銀行のガバナンスに関するディスカッションペーパーを発表しました。これは取締役会の全般的責任、取締役会構成員の資格および選定、取締役会およびその委員会の構成、常勤取締役およびCEOの任期、ならびにその他各種のガバナンス関連事項について扱ったものです。RBIは、このディスカッションペーパーについて2020年7月15日までパブリックコメントを募集していました。

❖ 2020年4月27日のNDIに関する規則の改正の詳細については、[2020年5月12日の弊所Client Alert](#)を参照してください（青字の日付をクリックして弊所ウェブサイトへアクセスすることができます）。

❖ FPIによる自主的保有ルートの下での負債証券に関する期限の緩和措置

❖ 隣接国からの機会主義的買収の防止のためのFDI制度の変更

❖ 商業銀行のガバナンスに関するRBIのディスカッションペーパー

❖ その他主要な新情報

資本市場

❖ インド共和国証券取引委員会（以下「SEBI」といいます）は、2020年4月7日に、カテゴリIのFPI（「Cat I FPI」）の適格を有する事業体の範囲を拡大するために2019年SEBI規則「FPI」を改正しました。この改正に基づき、インド共和国中央政府の定める国からの事業体は、命令により、または他の主権国政府との協定もしくは条約により、Cat I FPIとしての登録が認められることになりました。その条件は、(a) 適切な規制を受けるファンドであること、(b) 規制を受けていないファンドでも、その運用会社が適切な規制を受けているとともにCat I FPIとして登録されており、かつ規制を受けていない当該ファンドの委任もしくは不作為による行為のすべてについて当該運用会社が責任を引き受けていること、または (c) 5年を超えて存続している大学の大学関連寄付であることです。改正前には、Cat I FPIのこのサブカテゴリの下にある適格国はOECD金融活動作業部会の構成国に限定されていました。その後まもなく、インド共和国財務省経済局が2020年4月13日付命令により、上記改正の規定に基づきモーリシャス共和国を適格国として公示しました。

❖ 償還金額が満期/償還日に支払われなかった負債証券（以下「不履行負債証券」といいます）についての取引の許可を求める市場参加者および投資家から受けた陳情に基づき、SEBIは、その2020年6月23日付通達により不履行負債証券の取引の実施枠組みを導入し、そのような取引を許可する一方で、発行体、社債受託者、受託会社、および証券取引所の義務についても規定しました。

❖ 2020年3月19日付通達により、SEBIは、2019年12月1日から2020年6月30日までの期間に上場会社が行う取締役会2回または監査委員会2回の間隔を最大120日までとする義務を緩和していました。2020年6月26日付通達により、SEBIは、上記期間を2020年7月31日まで延長しました。ただし、会議を年に4回以上行う義務は存続します。MCAは、すでに2020年3月24日付通達により、2020年9月30日まで、会社法の要求に従って取締役会の招集を120日以下の間隔で行わなければならない義務について60日間延長し、連続する2回の取締役会の間隔を最大180日間とする1回限りの緩和措置を会社に認めていました。

❖ モーリシャスの事業体にカテゴリ I FPIとしての登録適格を承認

❖ 不履行負債証券の取引の実施枠組み

❖ 取締役会と監査委員会の時間的間隔についての緩和措置



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ ICDRに関するSEBI規則の緩和および改正

❖ ライツイシュー

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックを考慮して、SEBIは、2020年5月6日付通達により、ライツイシューに関する2018年SEBI規則「株式発行および開示要件」(「ICDRに関するSEBI規則」といいます)の下に一定の緩和措置を制定しました。主要な緩和措置としては、以下があります。

- i. (a) 簡略募集要項、応募書式、およびその他のイシュー関連資料の書留郵便または速達郵便による発送ならびに (b) イシュー関連広告の公表に関する義務に従わないことは、不遵守とみなされず、所定の条件に従うことを前提として、電子的方法で発送または公表を行うことができます。
- ii. 2020年1月22日付SEBI通達に関して、SEBIは、無券面化権の資格(以下「RE」といいます)を導入しました。さらに、株券保有株主は、REのクレジットのために発行体または登録係に対し株式振替口座の詳細を提出することが要求されます。COVID-19のパンデミックの観点から、所定期間内に株式振替口座を開設することまたはREのクレジットのために発行体/登録係に株式振替の詳細を連絡することのできない株券保有株主は、所定の条件に従ってライツイシューの応募書を提出することが認められます。

簡易追加公募

COVID-19のパンデミックを考慮し、SEBIは、2020年6月9日付通達により、ICDRに関するSEBI規則に定められた簡易追加公募(「FPO」)の適格条件について、2021年3月31日までに開始されたFPOに適用する一時的な緩和措置を定めました。この緩和措置はワラントの発行には適用されません。主要な緩和措置には、以下があります。

- i. 発行体の公開保有株式の平均時価総額の要件が、100億ルピーから50億ルピーに減額されました。
- ii. SEBIから審判手続きに基づく理由請求通知書が発行体またはその参照日の時点の発起人もしくは常勤取締役に対し発行された場合、当該発行体は、一定の所定の条件に従って簡易FPOに応募する資格を有することになります。
- iii. 同意または決済のシステムを通じて決済条件を履行し、またはSEBIの発した決済命令の指示に従った発行体、その発起人、発起人グループ、または取締役は、参加資格を有することになります。
- iv. 公開買付説明書が開示された発行体の財務諸表が監査限定事項から構成される場合、当該発行体は、当該監査限定事項の影響について修正した修正再表示財務諸表を公開買付説明書に含めることができます。当該監査限定事項の影響を確認することができない場合、公開買付説明書においてこれを適切に開示することが必要となります。

適格機関向け募集

SEBIは、2020年6月16日付公示により、ICDRに関するSEBI規則の規則172(3)を、上場会社の行う連続する2回の適格機関向け募集の間隔を6か月から2週間まで短縮するように改正しました。

❖ AIFおよびVCFの提出に関する日程の延長

❖ SEBIの2020年3月30日付通達は、2020年3月31日および2020年4月30日に終了する期間についてオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます)およびベンチャー・キャピタル・ファンド(以下「VCF」といいます)が規制上要求される提出の期限日に関し、2012年SEBI規則「オルタナティブ投資ファンド」(以下「AIFに関する規則」といいます)で定めた日程を2か月延長しました。その後、SEBIは、別の通達を2020年6月4日に公表し、2020年3月、4月、5月、および6月に終了する数か月間について上記規制上要求される提出の期限日をさらに2020年8月7日までに延長しました。

❖ AIFについての監査の義務に関する明確化

❖ SEBIは、2020年6月12日付通達により、SEBIが2020年2月5日に公表したAIFの開示標準に関する通達について行った一定の明確化を公表しました。主要な明確化の内容としては、以下があります。

- i. 2019-2020年度の準拠性監査の日程が2020年12月31日に設定されました。続いて、準拠性監査は事業年度末日から6か月間で完了することが要求されており、是正措置を伴った監査報告書は事業年度末日から6か月以内にAIFの受託者、マネージャー、およびSEBIに対し提出することが必要です。
- ii. 投資家から資金を調達していないAIFについては、公認会計士から証明書が提出されることを条件として監査の義務が適用されないこととなります。

❖ InvITおよびREITに関する規則の改正

❖ SEBIは、2020年6月16日付の2つの通達により、2014年SEBI規則「インフラストラクチャ投資信託」(「InvITに関する規則」)および2014年SEBI規則「不動産投資信託」を改正しました。主要な改正には、以下があります。

- i. ユニットが3年間証券取引所に上場されているインフラストラクチャ投資信託(以下「InvIT」といいます)および不動産投資信託(以下「REIT」といいます)のスポンサーの地位について一定の条件の遵守およびユニット保有者の承認を条件として機密指定を除外する規定が導入されました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ii. InvITまたはREITのスポンサーまたは就任スポンサーの変更または支配変更がある場合、ユニット所有者の価額（取引関係当事者の所有するユニットの価額を除きます）の75%による承認を取得する必要があります。承認が与えられなかった場合、就任スポンサーまたはスポンサー（該当する方）は、不同意であるユニット所有者に対し、そのユニットを購入することにより脱退の選択権を与えることが必要です。

❖ SEBIは、2020年3月12日付インド・インフラストラクチャ信託「解釈レター」により、InvITに関する規則の一定の条項に関して以下のとおり明確化しました。

- i. InvITに関する規則には、運用会社が複数のInvITを運用することを妨げる規定はありません。ただし、運用会社またはスポンサーを同じくする複数のInvIT間の取引は、その各InvITについて利害関係者間取引とみなされます。
- ii. 社外取締役（会社の場合）または管理機関の外部構成員（有限責任パートナーシップの場合）に関して、InvITに関する規則の規則4(2)(e)(v)に基づく禁止は、1個の事業体が複数のInvITの運用会社を務める場合には適用されません。

❖ SEBIは、有価証券市場での円滑な事業遂行を向上させるため、2020年4月24日付通達により、オンライン/アプリ・ベースでの顧客確認（以下「KYC」といいます）、動画を通じた直接確認、公式有効文書（以下「OVD」といいます）またはその他の文書の「eSign」を用いたオンライン提出によりKYCを完了することができる旨を定めました。この通達では、その手続きの詳細について、文書のアップロード、1回限りのパスワード（OTP）による確認、およびAadharカード/納税者番号（PAN）/銀行口座での確認に関するものを含めて定めています。（Aadhar以外の）OVDは「e-Sign」または「Digilocker」のシステムを用いて提出することが必要です。SEBIに登録した仲介業者は、オンラインのKYCを行うために、写真撮影、スキャン、DigilockerによるOVDの受領、ライブ環境での動画キャプチャなどを容易にする自社アプリケーションを実装することも許可されています。仲介業者は、自社アプリケーションを通じて個人投資家の動画直接確認を行うことも、一定の条件の遵守を前提として許可されています。例えば、動画直接確認は、特別の訓練を受けた正規の職員が顧客の同意およびその他の技術/安全性の機能により行うこととされます。

❖ SEBIは、2020年6月5日付通達により、「規制サンドボックス」の枠組みを導入しました。SEBIの規制を受ける事業体は、この枠組みの下で、ライブ環境で財務情報技術ソリューションを限られた時間枠で実際の顧客の限られたセットについて試みる一定の便宜および選択権を与えられます。SEBIの公表した指針は、適格性基準、サンドボックス試験段階の期間、申請者の義務、申請および承認の手順に関する規定、評価基準、試験関連の資料および報告の提出、サンドボックスの拡張または終了の手順、ならびに承認の取消を定めています。

❖ 資本市場に関するその他の主要な最新情報については、[2020年4月2日](#)、[2020年5月11日](#)、[2020年5月16日](#)、および[2020年5月26日](#)付の弊所 Client Alert（青色の日付をクリックして弊所ウェブサイトへアクセスすることができます）を参照してください。

❖ インドのインフラストラクチャ信託に関するSEBIの非公式指針

❖ 技術利用を容易にする顧客確認指針の改正

❖ 規制サンドボックスの枠組みに関するSEBI指針

❖ その他主要な新情報

銀行業務および金融

❖ RBIは、「新型コロナウイルス感染症「COVID-19」に関する規制パッケージ - 不良資産の解決に関する健全性枠組みに基づく解決日程の見直し」（以下「**改正後枠組み**」）に関する2020年4月17日付通達により、2019年6月7日付不良資産の解決に関する健全性枠組みに基づく解決日程（以下「**当初枠組み**」）の延長に関して詳細な指示事項を定めました。当初枠組みに従い、借主が不履行に陥ったと報告されると、貸主は、不履行の日から30日（以下「**審査期間**」）以内に、借主の口座について一応の審査を行うことを要します。その後、貸主は、審査期間の末日から180日以内に不履行の事業体に関する解決策を実施します。

改正後枠組みの下では、

- i. 2020年3月1日の時点で当初枠組みに基づく審査期間内にある口座に関し、2020年3月1日から2020年5月31日の期間を審査期間の30日の日数の算定から除外します。そのため、残りの審査期間は2020年6月1日から再開し、その期間満了の時点で、貸主は不良資産の解決のために通常の180日間を有することになります。
- ii. 当初枠組みの下での審査期間が終了したが2020年3月1日の時点で180日の解決期間が満了していない口座に関して、当初枠組みの下での不良資産の解決の日程は、180日の期間が満了すると当初されていた日から90日間延長されます。

❖ 不良資産の解決に関する日程の見直し



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2020年銀行業規制「改正」施行令

RBIは、2020年5月23日付通達により、上記期間をさらに3か月間、すなわち、2020年6月1日から2020年8月31日まで延長しました。したがって、上記(a)項の残りの審査期間は2020年9月1日に再開し、上記(b)項の解決の日程は、当初の180日の期間が満了するとされていた日から180日延長されます。

RBIは、当初枠組みの17項に定める条項の追加を行う要件が、上記の延長後の解決期間が満了した時点で満たされることを明確にしました。

❖ 2020年銀行業規制「改正」施行令(以下「BR施行令」といいます)が2020年6月26日に公表されました。これはとりわけ、預金者の利益保護および協同組合銀行に対するRBIの監督強化を目的としてその範囲に各種の協同組合銀行を含めることにより、1949年銀行業規制法(以下「BR法」といいます)を改正しようとするものです。(a)基礎農業信用組合および(b)農業開発向け長期金融を主たる業務とする協同組合であって、(i) その名称に、またはその事業に関連して「銀行」、「バンカー」、または「銀行業」の語を用いておらず、(ii) 小切手の決済を行う事業体として行為していないものがBR法の適用外であることには変わりありません。

BR施行令ではさらに、協同組合銀行が株式、優先株式、または特別株式をその組合員またはその営業地域内に居住する他の者に対し券面額またはそれ以上で発行することができることと決めました。さらに、償還期限が10年以上である無担保の社債もしくは債券または類似の有価証券を上記の者に発行することができます。これらの発行は、RBIの事前の承認があること、およびその他RBIの定める条件を満たしていることが前提とされます。協同組合銀行は、RBIの定める場合を除いて株式資本の払戻または減少を行うことができず、いかなる者も、協同組合銀行から発行を受けた株式を返還して支払を要求することができません。

BR施行令では、BR法に基づきインド共和国中央政府から支払猶予を課された銀行について、当該支払猶予期間中に貸付もしくは前貸または信用証券への投資を行うことも制限しています。

RBIは、支払猶予とは別に、銀行業企業の再建または合併が銀行の適正な経営を確保するために必要であり、または預金者、一般公衆、もしくは金融システムの利益になると確信される場合に、当該再建または合併のスキームを策定することができることになりました。

❖ デジタル調達貸付の規制

❖ 重要な動向として、RBIは、2020年6月24日付通達により、すべてのRBI指定商業銀行(地域農村銀行を除きます)およびノンバンク(住宅金融会社を含みます)(総称して以下「貸付金融機関」といいます)に対し、デジタル貸付プラットフォーム(以下「デジタル・プラットフォーム」といいます)(貸付金融機関の自社プラットフォームか他のプラットフォームかを問いません。)において調達され、または回収される貸付について、公正慣行規範および外部委託指針の文言および趣旨の上での適用に関する指示を公表しました。

RBIはさらに、貸付金融機関による業務の外部委託に関し、(i)規制による指示を遵守する義務が引き続き当該貸付金融機関のみに対し課されること、ならびに(ii)当該貸付金融機関が金融サービスおよび情報技術サービスの外部委託に関し規制による指示に綿密に従うことが必要になることを明確化しました。RBIは、借入人の調達または料金の回収のためのエージェントにデジタル・プラットフォームを用いる貸付金融機関に対する一定の指示も公表しました。

❖ プレパッケージ型倒産解決手続きに関する下部委員会の設立

❖ 倒産法委員会は、プレパッケージ型倒産解決手続き(事前要件、倒産管理人の指名、債権者の責任、支払猶予、手続き完了の日程などを含みます)に関する勧告事項を審査して伝える下部委員会を設立しました。

下部委員会は、M.S Sahoo博士が委員長となり、その他の委員には、Sunil Mehta氏、Akhil Gupta氏、U.K. Sinha氏、ならびにMCAおよびRBIの指名する者が含まれます。

弊所の創立パートナーの一人であるBahram Vakil氏もこの下部委員会の委員です。

❖ 支払不能手続きの詐欺による開始

❖ インド共和国最高裁判所は、Beacon Trusteeship Limited 対 Earthcon Infracon Private Limited 事件¹において、2016年支払不能および破産法典(以下「IBC」といいます)65条に基づく支払不能手続きの詐欺による開始についてNCLTが調査権限を有していると判示しました。ただし、この訴えを不服申立機関、すなわちインド共和国国内国会社法控訴審判所(以下「NCLAT」といいます)に最初に提起することはできず、NCLTにおいて開始する必要があります。

❖ 債権回収を目的とした協同組合銀行によるSARFAESI法の制度の利用

❖ インド共和国最高裁判所は、Pandurang Ganpati Chaugule 対 Vishwasrao Patil Murgud Sahakari Bank Limited 事件での裁判官5名から構成される合議体の決定において、協同組合銀行が債権回収のため、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行に関する法律(以下「SARFAESI法」といいます)の制度に訴えることができると判断しました。さらに、SARFAESI法は、協同組合銀行の銀行事業に適用されるが、協同組合銀行の設立、規制、および清算に関する事項を規制しようとするものではないと判断しました。

❖ DRATにおける控訴のためのSARFAESI法の18条に基づく事前預託

❖ Union Bank of India 対 Rajat Infrastructure Private Limited 事件²において、インド共和国最高裁判所は、債権回収控訴審判所(以下「DRAT」といいます)は、SARFAESI法18条に基づく事前預託が行われないうまま控訴を審理することができないと判示しました。ただし、DRATは、事前預託金額をそれまで要求されていた債権総額の50%から25%まで減額することができます。

1 2019年民事上訴審第7461号。

2 2020年最高裁判所オンライン判例集最高裁判所262頁。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ NCLAT³は、IBCに基づく法人倒産解決手続きの開始に関連して以下を判示しました。
 - i. 出訴制限期間満了前の法人債務者による金融債務の書面での承認により、当該承認の日から出訴制限が延長されること。
 - ii. 出訴制限期間の満了後に債務の一部支払のために行った小切手の発行は、1963年出訴制限法18条に基づく債務の承認ではないこと。
 - iii. 事業債権者が債権の残余部分を放棄することを条件として行った負債の一部支払の申入れは、IBCの8条に基づき事業債権者が発した要求通知の要件を満たすものとはみなされないこと。

- ❖ NCLAT⁴は、最近、事件が全く最初の段階にある時にNCLTがIBC7条に基づき行われた申立に虚偽の情報が含まれるかについて判断する調査を開始するには、IBC7条に定める期限を無視することができないと判示しました。

❖ 未払債務の出訴制限期間に関するNCLATのIBCに基づく判断

❖ NCLTは、証拠許容前の段階で不履行の証拠を調査する司法監査を命令することができない

インフラ

- ❖ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックにより、インド共和国内の各種インフラベース部門に複数の緩和措置が行われました。変更の一部を以下に取り上げました。

❖ インフラベース部門に関して行われた緩和措置

再生可能エネルギー

- i. **予定試運転日の期間延長**：インド共和国新エネルギーおよび再生可能エネルギー省（以下「MNRE」といいます）は、2020年4月17日付官公庁覚書により、COVID-19を不可抗力事由として扱うと決定しました。再生可能エネルギーの実施機関は、再生可能エネルギープロジェクトについて期間延長を認めることができます。延長期間は、ロックダウン期間にロックダウン後の正常化のための30日間を追加した期間に相当するものとなります。
- ii. **不可抗力**：MNREは、2020年3月20日付官公庁覚書により、Solar Energy Corporation of India、NTPC Limited、および州政府および連邦直轄領政府／行政機関の電気／エネルギー／再生可能エネルギーの担当官庁の首席次官に対し、他国でのCOVID-19の結果であるサプライチェーンの混乱を理由とした遅延について不可抗力事由と扱うようにとの指示を発しました。上記の者は、開発業者からその主張を裏付けるために提出された証拠に基づき、プロジェクトに適切な延長を認めることができます。これは、2020年2月19日付財務省令に基づき、中国でのCOVID-19の拡大の結果としてのサプライチェーンの混乱が不可抗力条項の範囲に含まれるとしたものです。

MNREは、2020年5月13日に、上記に基づき、官民パートナーシップ・コンセッション契約において、2020年2月20日以降に履行することになっていた契約上の義務の完了について1件ごとに3ないし6か月間の延長を認めることができるとしました。当該条項の援用が有効となるのは、契約の両当事者が2020年2月19日の時点で不履行になっておらず、当該援用によってロックダウンに関連する以外の不履行を免責することにならない場合のみであることも明確にされました。

電力

- i. **支払確保システムの緩和措置**：配電会社の計画した電力の費用額に関する事前支払／信用状の要件が、2020年3月24日から2020年6月30日までの期間について軽減されました。インド共和国電力省（以下「MoP」といいます）は2020年4月6日、これを電力の費用の50%に軽減しました。残りの50%は、電力購入契約（以下「PPA」といいます）に定める期間内に支払うことが要求されます。
- ii. **支払遅延追加料金の減額**：MoPは2020年4月6日、2020年6月30日まで支払遅延追加料金を減額しました。その後は通常のPPA料金が適用されます。
- iii. **発電会社への推奨**：MoPは2020年4月24日、配合目的で石炭を輸入している発電会社に対し、輸入石炭を国内産石炭に代えることを推奨しました。配合目的による石炭の輸入は、必要な量および質の国内産石炭が入手可能でない場合にのみ行うことができます。

3 「Hussan Kadri 対 Edelweiss Asset Reconstruction Company Limited 社その他」事件、会社控訴事件（控訴審判所）（支払不能）2019年1073号、「Ritu Murli Manohar Goyal 対 SVG Fashions Ltd 社その他」事件、会社控訴事件（控訴審判所）（支払不能）2019年1340号、および「Raj Kumar Garg 社その他 対 Health Care at Home India Private Limited 社その他」事件、会社控訴事件（控訴審判所）（支払不能）2020年39号。

4 「Allahabad銀行 対 Poonam Resorts Limited 社」事件、会社控訴事件（控訴審判所）（支払不能）2019年1303号、および「Allahabad銀行 対 Link House Industries Limited 社」事件、会社控訴事件（控訴審判所）（支払不能）2019年1304号。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 所得税法 56条(2)(x)/50CA条の緩和措置

税金

❖ インド共和国1961年所得税法（以下「**所得税法**」といいます）には、一定の見なし規定、すなわち56条(2)(x)および50CA条があります。その下では、とりわけ、公正市場価格を下回る価格による株式の売買が買主および売主において所得の増加があったと推定される可能性があります。インド共和国直接税中央委員会（以下「**CBDT**」といいます）は、一定の種類の者が行う取引について所得税法の上記条項が適用されない場合を規定しました。この適用除外は遡って2020年4月1日から効力を生じ、2020-21賦課年度およびその後の賦課年度について適用されます。

- i. 56条(2)(x)（取得者に適用されます）は、(a) 会社（その子会社およびさらにその子会社を含みます）の未上場株式の受領であって、(A) オプレッションおよび不正経営がある場合に、インド共和国会社法241条に基づくインド共和国中央政府の適用変更により当該会社の取締役会がインド共和国国内国会社法審判所（以下「**NCLT**」といいます）により停止されて、中央政府の勧告によりNCLTが新規の取締役を指名したとき、ならびに (B) 当該会社、その子会社およびさらにその子会社の株式がNCLTにより承認される解決計画に従って受領されたときのもの、ならびに (b) 2020年Yes Bank Limited社再建スキームに基づき再建された銀行により株式が割り当てられた場合に、投資家または投資家銀行（該当する方）による再建された銀行の株式の受領について緩和されました。
- ii. 50CA条（譲渡人に適用されます）は、上記(i)(a)で想定された場合における会社（その子会社およびさらにその子会社を含みます）の未上場株式の譲渡について緩和されました⁵。

❖ 個人の税務上の居住性に関する明確化

❖ CBDTは通達⁶を公表し、COVID-19のパンデミックのためにインド共和国国内に足止めされた個人について税務居住性規則を緩和しました。

- i. **2019-20年度**：2020年3月22日より前に来印して滞在した個人に関し2019-20年度の税務上の居住性を判断する上で、(a) 2020年3月31日までにインドを出国することができなかった、または2020年3月31日までに避難航空便で出国した場合には、2020年3月22日から2020年3月31日/出国日までインド国内に滞在していた期間が除外され、(b) 2020年3月1日以降にCOVID-19のためにインド国内で隔離され、2020年3月31日までに避難航空便で出国した、または2020年3月31日までにインドを出国することができなかった場合には、隔離の開始から2020年3月31日/出国日までの滞在期間が除外されます。
- ii. **2020-21年度**：2020-21年度中にロックダウンが継続しており、国際航空便の運行再開時期がまだ明確でないため、2020-21年度の居住性を決定する上で国際航空便の運行正常化の日までの滞在期間を除外する通達は、正常化の後に公表されます。

❖ オフショアファンド向けの安全港規則制度の合理化

❖ オフショアファンドのファンド・マネージャーがインド国内に所在することを容易にするため、所得税法9A条は具体的な安全港規則制度を定めています。これにより、「適格投資ファンド」は、自己のためにファンド管理業務を行う「適格投資ファンド・マネージャー」がインド国内に所在することのみを理由として、インド国内に事業関連性を有するとみなされることも、インド国内の税務上の居住者とみなされることもありません。9A条に基づく利益の利用は、これに定める条件を前提とします。この条項ではファンドの適格性に関する条件についても定めており、とりわけ、ファンドの居所、元金、規模、投資家の裾野の拡大、分散投資、およびファンド・マネージャーの報酬の支払に関する条件を定めています。この点、以下の動向がありました。

- i. 9A条の利益を利用するための条件の一つに、適格ファンド・マネージャーがファンドのために行ったファンド管理業務に関してファンドから支払われる報酬が所定の方法により算定された金額を下回らないことです。オフショアファンドからインド国内の適格ファンド・マネージャーに支払うべき報酬の最低額の算定方法は、CBDTにより定められています⁷。その公示では、1962年所得税規則の規則10VAに基づく所定の報酬を下回る報酬について、ファンドがその選択でCBDTに承認を求めることができる事前承認システムも定めています。
- ii. さらに、CBDTは、9A条(3)の(e)、(f)、および(g)に定める条件を停止する公示⁸を公表しました。停止するための条件は、(a) ファンドにおいて直接または間接的に関係者ではない構成員が少なくとも25名いなければならないこと、(b) 関係者のいるファンドの構成員がファンドに直接または間接的に有する参加持分が10%を超えないこと、および (c) 2019年SEBI規則「FPI」に基づき登録されたカテゴリ I FPI の設立した投資ファンドの場合に、ファンドに関係を有する10名以下の直接または間接的な参加持分の合計が50%を下回ることです。この公示は、遡って2019年9月23日から発効します。

5 2020年6月30日付公示42号/2020/F.370149号/143/2019-租税政策・立法。

6 2020年5月8日付CBDT通達 2020年11号。

7 2020年5月27日付公示29号/2020/F.142号/15/2015-租税政策・立法。

8 2020年6月30日付公示41号/2020/F.142号/15/2015-租税政策・立法第1部。

❖ 会社の取締役が受領する報酬／謝礼に関する物品・サービス税（以下「GST」といいます）の推定は、2017年7月のGSTの実施以降に争われた課題でした。論争に決着をつけるため、間接税・関税中央委員会は、2020年6月10日付通達により、以下の明確化を公表しました。

- i. **社外取締役または被雇用者でない取締役に支払う報酬：** 会社法の下での「社外取締役」の定義を2014年会社法施行令「株式および社債」と併せて解釈すると、そのような取締役は、指名が予定される年度の直前3年度の間に会社の被雇用者または会社の所有者もしくはパートナーでなかったことが必要になります。したがって、その職務について支払われる報酬（名称の如何を問いません）は、雇用されている間に支払われる給与の性質を有さず、リバースチャージ制度により会社の側においてGSTの対象になります。
- ii. **被雇用者を兼ねる取締役に支払う報酬：** (a) 取締役の報酬の内、会社の帳簿において「給与」として計上されて所得税法192条に基づき源泉徴収税の対象となる部分は、給与の性質を有し、GSTの対象とならず、(b) 取締役の報酬の内、会社の帳簿において給与とは別個に申告されて所得税法194J条に基づき専門職または技術的職務の料金として源泉徴収税の対象となる部分は、給与の性質を有さず、リバースチャージ制度により会社の側においてGSTの対象になります。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 取締役の報酬に関するGSTの推定について公表された明確化

雇用

❖ グジャラート州政府の労働雇用省は、2020年5月13日付公示により、グジャラート州における1970年契約労働（規制および廃止）法（以下「CLRA」といいます）の適用最低基準を厳格化しました。従来は労働者10名以上としていたところを、20名以上の労働者を用いる／雇用する事業所および請負業としました。

トリプラ州政府の労働省は、2020年7月3日付公示により、トリプラ州におけるCLRAの適用最低基準を厳格化し、従来は労働者20名以上としていたところを労働者50名以上としました。この基準は、この点に関する将来の命令があることを前提として、1000日間有効となります。

❖ 1970年契約労働法の適用最低基準の変更

知的財産

❖ ケーララ高等裁判所は最近、**Balu Gopalakrishnan 対 ケーララ州事件⁹**において、インド国外のCOVID-19患者のデータ匿名化および健康に関するセンシティブなデータの移転をめぐる問題について判断する機会を持ちました。この訴訟は、ケーララ州政府（以下「ケーララ州」といいます）が米国に本拠を置く会社である Sprinklr Inc. (以下「Sprinklr」といいます) と締結した契約から発生した問題を理由として原告により提起されました。この件は、インド国外のCOVID-19患者のデータ（センシティブな個人情報）を分析目的、パンデミックのより良い処理のために共有および移転することに関係するものです。

両当事者の主張を審理した上で、ケーララ州高等裁判所は、2020年4月24日付暫定命令を言い渡し、(i) ケーララ州は、すべてのセンシティブなデータについて Sprinklr に伝達する前に匿名化すること、(ii) ケーララ州は、適用法に従った適切な同意を関連のデータ主体から取得することを確実にすること、(iii) Sprinklr は、契約条件に従って患者データの秘密を保持して第三者にこれを伝達しないこと、(iv) 契約が終了すれば、Sprinklr からケーララ州にデータを返還すること、ならびに (iv) Sprinkler は、COVID-19 患者に関するデータへのアクセスを有していることを広告し、または第三者に表明しないことを命じました。

❖ デリ高等裁判所は、2020年5月14日付命令により、**Horlicks Limited 社 対 Zydus Wellness Products Limited 社 事件¹⁰** に関して、Zydus Wellness Products Limited (以下「Zydus」といいます) に対し、自社製品の「Complan」と原告の健康飲料である「Horlicks」とを不公正な方法により比較した自社広告（以下「TVC」といいます）をテレビ放送その他の方法で公衆に通信することを禁止しました。

❖ データ・プライバシーの問題に関するケーララ高裁の決定

❖ Horlicks と Complan が評判毀損広告をめぐる再度対立

9 令状申立（民事）2020年9498号。

10 民事訴訟（商事）2019年464号。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

この両者は数年にわたって様々な訴訟で対立しており、2017年の最新の訴訟では、Horlick's Limited（以下「Horlicks」といいます）が、Zydus が自社製品である「Complan」1杯を2杯のHorlicksと比較しているZydusの印刷広告を見つけた件で、Horlickによる仮差止命令の申立が最終的に審理され、Zydusが印刷広告に様々な修正を行うことに同意したため棄却されました。

2019年7月にHorlicksは、Zydusが「Horlicks」の製品の評判を毀損するTVCを開始して、「Complan」1杯が「Horlicks」2杯と同量のプロテインを含んでいると主張していることを知りました。

同裁判所は、相反する主張の評価を行いつつ、広告媒体は与える印象に重要性があり、電子媒体は印刷媒体よりも影響がはるかに大きくなることを確立した原則を繰り返して述べました。裁判所はさらに、「提供サイズ」に基づく比較は許容され、ライバル企業の製品を比較する特徴の選択についても許容されると判断しました。しかし、裁判所は、TVCが「提供サイズ」に関する注意喚起のナレーションがないため評判を毀損するものであること、放映時間が6秒であることは消費者が注意喚起を読み取るに充分でないと判断しました。そのため、Zydusは、当該形式でのTVCの放映を禁止されました。

情報技術

❖ セキュリティの懸念によるアプリケーションのブロック

❖ インド共和国政府は、電子情報技術省を通じて、2020年6月29日付プレスノートにより59の携帯電話アプリケーションへのアクセスをブロックして不許可としました。このプレスノートは、インド共和国のデータのセキュリティへの脅威の懸念を根拠として、2000年情報技術法の69A条を2009年情報技術規則「公衆による情報アクセスのブロックに関する手続きおよび保護措置」（以下「**ブロック規則**」）といいますが併せて解釈して公表されたものです。このプレスノートは、上記アプリケーションがインド共和国の主権、統合、または国防、国家安全保障、および公の秩序を害する活動に用いられていることを根拠に、携帯電話およびそれ以外の方法によるインターネット対応サービスを通じてこのアプリケーションを利用することを禁止しており、緊急措置として公表されています。ブロック規則では、規則に基づき設立された、公表内容を検討してブロックを継続するかについて勧告することができる委員会が緊急のブロックについて審査することを意図しています。

訴訟および仲裁

❖ 仲裁手続きへの異議提起権の放棄

❖ インド最高裁は、**Quippo Construction Equipment Limited 対 Janardan Nirman Private Limited** 事件¹¹において、仲裁地および仲裁人の指名に関してを含め、仲裁手続きへの参加またはこれに対する異議を行わないことが、当該権利のみなし放棄とみなされ、これにより関連の当事者が後の手続きにおいて上記異議の提起ができなくなると判断しました。

❖ 最高裁が仲裁法および流通証券法138条に定める出訴期限を延長

❖ インド最高裁は、**職権令状申立（民事）2020年3号**において、2020年5月6日付命令を下し、「1996年仲裁調停法の下におよび1881年流通証券法138条の下に定めるすべての出訴制限期間が、現在の手続きにおいて当裁判所がさらなる命令を下すまで延長され、この延長は2020年3月15日から効力を生じる」と命じました。この命令はさらに、出訴制限期間が2020年3月15日の後に満了する場合、紛争が存在するまたは訴訟原因が発生した地域において全国でのロックダウンが解除された日から15日延長されると決めました。

最高裁は、同一案件でこれより早い2020年3月23日付命令により、「すべての上記手続きに定める出訴制限期間にかかわらず、特別法または一般法に定める出訴制限期間にかかわらず、猶予可能か否かを問わず、現在の手続きにおいて当裁判所がさらに命令を下すまで延長され、この延長は2020年3月15日から効力を生じる。」と判示していました。

❖ 最高裁がCOVID-19を理由とする出訴期限の延長に関する従前の命令について明確化

❖ 最高裁は、2020年6月19日付命令において、**S. Kasi 対 国** 事件¹² に関し、職権令状申立事件2020年3号において、COVID-19によるロックダウン中の出訴期限を延長する2020年3月23日付命令について、「個人の人身の自由を保護するために施行された刑事訴訟法典その他の制定法の規定を決して限定しようとするものではない」¹³ と述べました。そのため、2020年3月23日付命令は、1973年刑事訴訟法典に定める期間内に留置録が提出されなかった場合に、時間切れによる保釈を得る被告人の権利を無効にするものではありません。

11 2020年最高裁判所オンライン判例集最高裁判所 419頁。
12 2020年最高裁判所オンライン判例集最高裁判所 529頁。
13 同書18項。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ **Banyan Tree Growth Capital LLC 対 Axiom Cordages Limited** 事件¹⁴ において、ボンベイ高等裁判所は、1999年外国為替管理法（以下「**FEMA**」といいます）および1956年有価証券契約（規制）法（以下「**SCRA**」といいます）の両方に基づくプットオプションの有効性を確認しました。

ボンベイ高等裁判所は、有価証券に関するプットオプションが契約に含まれることのみを理由として、「デリバティブの契約」（この契約はSCRAの規定違反です）とすることはできないと判示しました。プットオプション自体は、外国投資家に対し返還を保証するものではありません。この件は、プットされた有価証券の価格がオプション行使時に当該証券の公正な市場価格を下回ったため、FEMAに定める価格設定指針を遵守した取引となったものでした。

AZBは、ボンベイ高等裁判所での手続きにおいて、およびこれに先立つ仲裁手続きにおいて、Banyan Treeの代理人を務めました。

❖ **Rural Fairprice Wholesale Limited 対 IDBI Trusteeship Services Limited** 事件¹⁵ において、不履行当事者は、質入株式がパンデミックの間に売却された場合に当該株式の売却価格が非常に低くなるため、すべての利害関係者に修復不能の損害が発生することを根拠として、差止命令を求めました。ボンベイ高等裁判所により仮の差止命令が認められ、IDBI Trusteeship Services Limitedが質入株式を売却することが将来の日まで禁止されました。この命令に異議を唱える特別許可申立は、最高裁により却下されました。

❖ デリー高等裁判所は、**Halliburton Offshore Services Inc. 対 Vedanta Limited** 事件¹⁶ において、履行期限がCOVID-19のパンデミックのアウトブレイクより前であった場合の契約不履行について、アウトブレイクおよびこれに続く全国的なロックダウンそれ自体を免除事由として用いることができないことを確認しました。不可抗力条項を援用する「真の理由」および「真の正当化事由」がなければならず、裁判所においてはとりわけ、関係当事者が本当にアウトブレイクによって契約上の義務の履行を妨げられたかを判断するために、(a) アウトブレイク前の両当事者の行為、(b) 契約により課された期限、および(c) 不可抗力事由の影響を軽減するために講じた措置について評価を行わなければならないと判示されました。

❖ ボンベイ高等裁判所がオプション契約の有効性を確認

❖ ボンベイ高裁がCOVID-19のパンデミックを理由として質入れ株式の売却を差止め

❖ 不可抗力条項を援用する根拠としてのCOVID-19

14 商事仲裁申立事件2019年475号および476号。
15 商事訴訟(L) 2020年307号の暫定申立2020年1号。
16 O.M.P (I) (商事) 2020年88号。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

◆
VC Circle, 2020 において
Law Firm of the Year を受賞

◆
India Business Law Journal, 2020 において
Best Overall Law Firm of the Year を受賞

◆
Asialaw Profiles, 2020 において
Outstanding Law Firm of the Year, India を受賞

◆
Thomson Reuters' Global and Emerging Markets M&A-Legal Rankings, H1 2020 の
Deal Value and Deal Count in the India M&A
Involvement Announced League Table において
第1位を獲得

◆
Bloomberg Global M&A-Legal Rankings, H1 2020 の
Deal Volume and Deal Count in the India M&A
Announced Deals League Table において
第1位を獲得

◆
Mergermarket's Global and Regional M&A-League Tables of Legal
Advisors, H1 2020 の
Deal Value in the Asia Pacific (Excluding Japan) League Table において
第1位を獲得

◆
Chambers Forum India Awards, 2019 において
Corporate Law Firm of the Year を受賞

◆
International Legal Alliance Summit Awards, 2019 において
Best Indian Law Firm を受賞

◆
RSG Top 50 Indian Law Firms Ranking, 2019
RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017
において
第1位を獲得

より詳しい情報や法律に関する最新情報については下記をご覧ください：
<https://www.azbpartners.com/knowledge-bank>

免責事項：このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動したこと、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 4072 9999) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。